

『古文書紹介』

提内に残る杉山売渡証文之事

紹介者

林 寅 喜

『解説』

この古文書は会員で弥生町在住の五十川千代見氏から提供されたものである。この文書を解読して知り得たことは、百姓に対して藩の政治がいかにも過酷であったかという点である。そこではじめに本文の内容を略記すると次のようである。

切畑村提内の六兵衛かんの（狩野）という所に、七十九人の百姓が何年か前に藩の許しを得て、杉を植林し手入れをして来たが、（樹齢は不明）この天保八年（一八三七）になって、どうしても七貫目の正銀（金子にして百兩以上へ後述）が必要になったので、売却の許可を申し出たが、今は価格が低迷期であるから暫く待てとの沙汰であった。ところが、当時麦一升が銀二匁三分（一石当たり二百三十目）もするようになったため百姓は生

活が立ち行かなくなり、その上切銀（註一）上納のため、村中が質入れをするという有様で、早くこれを受け出さないと年貢の上納にも差し支えるから、何とかしてほしいと再度訴え出たところ、勝手にしてよいという許しを得、早速何人が買いい手に当たって見たが、今伐り出して六貫目の値打ちしかない上、金は後でないと払えないということ、結局話し合いはつかず合議を重ねた結果、現状のまま五十年間立て置いてもよいという条件で、買主の出納氏に懇願したところ、格別の御慈悲により代銀七貫目で快く承知してくれ、金も即金で支払ってくれた。よってこれに対し村中の組頭連印と、庄屋が奥書（註二）をして差し出した。という内容である。

ではなぜこの文書を読んで百姓に過酷な政治が行われていたと判断されるのか、詳しく分析して見たい。

(一) 正銀七貫目の値打ち

周知のように江戸時代の流通機構は、金・銀・銭の三貨によって行われていたが、その対比は元禄十三年（一七〇〇）に、金一両は銀六十目、銭四貫文と定められていた。しかし、実態は度重なる貨幣の改鑄で品質が粗悪となり、市井では銭相場によってその時々対比を決め

ていた。そこで当時この七貫目を金子に換えるとしたらどの位になるか、前記にしたがつて六十目一兩とすれば百十六兩余りとなり、最も近い天保元年の相場で計算しても、百八兩余りになる。

「十兩盗めば首が飛ぶ」と言われた時代のこと、これは大金である。もつとも提内一村が連帯で工面した金であるから、一人当たりにすれば八十八匁六分となり、金子に換えても一兩二分位にしかない。

ところで、新人物往来社発行の『江戸時代考証総覧』によれば、天保七年十二月の米の市中相場は、百俵（四十石）につき百七兩から百十七兩であったとしている。提内の年貢高はどの位であったか知るよしもないが、恐らくこの七貫目は、容赦なく取り立てられる年貢の代償として上納した上、現物納入までさせられていたのではなからうか。幸いなことにこの金は借金ではなく、窮余の一策として大事に育てた杉山を売って得た金故に、百姓達に取ってはさぞかし心残りであったらう。

(二) 麦一升の値段

世にいう天保の飢饉とはこの頃のこと、打ち続く天候の異変に稲は実らず、藩内でも三・六・七年と風水害

に見舞われ、各年共七千石を越す減収となった。八年になつてようやく豊作が見込まれ、大阪では一石当たり二百五十八匁もしていた米価が、暮れには百二十一匁まで値下がりしている。なお、この後十一年までは豊作が続いた。

しかし、豊凶を問わず百姓の主食は麦と雑穀であり、米は作つて納めるだけで日常の生活にはほとんど無縁であつたから、米価でなくて麦価の方に関心があつたのも当然と言えよう。

その麦価でさえ、飢饉の影響で一升が二匁三分もすれば、粥にして啜る程しか口には入らなかつたのではないか。これだけを見ても百姓は最低の暮らしを強いられることが分かる。

(三) 百姓の質草

本文では切錢を上納するため村中が質物入れをしたと書いている。当時百姓が質草として出せる品物に何があつたらうか。恐らく家財道具や汁器類などあるはずもなく、ざりとて衣類となればなおさらである。となれば残るは農具か牛馬しかない。これ等を質入れし、僅かの金を得て切錢を上納した。後に残るは身一つである。この

村方屋敷にあつたお儀お姿と申すも、申すに在はるは
代銀受取方今之趣、御願申上候、村中申談、当
酉年より来ル戌年迄、五拾ヶ年の間御建置被成候て、代正銀
七貫目二御買取り被下候様、御願申上候、此度の事故、是
悲共二右願の通、御買取被下候様、村方傍輩中より御願
申上候処、格別の御慈悲を以、村方立行の処被上思召、御買
取り被下、則代正銀七貫目兩三度二、小庄屋地目付頭立

村方も不安心、相談相決し不申、其外所々相談仕候得共、
代銀受取方無覚、二付、御願申上候、村中申談、当
酉年より来ル戌年迄、五拾ヶ年の間御建置被成候て、代正銀
七貫目二御買取り被下候様、御願申上候、此度の事故、是
悲共二右願の通、御買取被下候様、村方傍輩中より御願
申上候処、格別の御慈悲を以、村方立行の処被上思召、御買
取り被下、則代正銀七貫目兩三度二、小庄屋地目付頭立

このように「百姓は生かさず殺さず」只働くのみがすべてであつたということを、この古文書を通して知ることができた。

註(一) 古文書用語事典によれば、『切銭は兩替の手数料であつた』としているが、佐伯藩の場合は居村から城下や他村への走り使いとか、年貢の運搬や上級藩士の家で下働きをする小人(奉公人)などの夫役賃を、百姓の持高にに応じて負担させていた。この代銀を村は「切銭」の名目で集めていた。(大分県史)

註(二) 書類の記載事項に間違いのないことを証明するため、文書作成者以外の責任ある者が末尾に書いた。奥印も同じ。

(古文書用語事典)

右此孝助等之、右伊依怪、由矣、下、右、右、右、右、
お喜、お、内、成、成、成、成、成、成、成、成、成、成、成、成、
一札、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、三十三、三十五、三十七、三十九、四十一、四十三、四十五、四十七、四十九、五十一、五十三、五十五、五十七、五十九、六十一、六十三、六十五、六十七、六十九、七十一、七十三、七十五、七十七、七十九、八十一、八十三、八十五、八十七、八十九、九十一、九十三、九十五、九十七、九十九、一百、

右書面通證文差上置候処、被入御念候二付、右招書小
庄屋喜惣兵衛方え控書預ケ置、本証文差上申候、且又、
村中え酒四斗樽壹挺被下置、村傍輩中相寄合、披露仕候

百姓孝助兩三人にて、右代銀髓二御受取申上候、右二付年限

相立候て、御伐取りの節二至り、一言申上間敷、依て証文

一札差上候処如件

右書面の通証文差上置候処、被入御念候二付、右招書小

庄屋喜惣兵衛方え控書預ケ置、本証文差上申候、且又、

村中え酒四斗樽壹挺被下置、村傍輩中相寄合、披露仕候

四斗入樽壹挺被下置、村傍輩中相寄合、披露仕候

乃高は源氏高千穂下

天保八年六月

提内組頭

喜七

太兵衛

喜右衛門

三平

直右衛門

紋之丞

為念ねんのため此段も書印置申候

天保八年酉年五月

提内組頭 喜七

同 太兵衛

同 喜右衛門

同 三平

同 直右衛門

同 紋之丞

孝蔵

梅右衛門

又右衛門

加治右衛門

紋左衛門

甚九郎

勇七

惣百姓中

同 孝蔵

同 梅右衛門

同 又右衛門

同 加治右衛門

同 紋左衛門

同 甚九郎

同 勇七

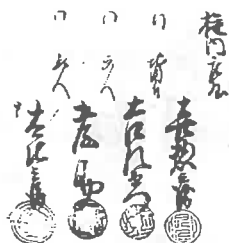
同 惣百姓中

出納御氏様

右の書面を杉山壳渡に代正銀髓二御受取申候処、相違
二御座候二付、奥印仕候以上

出納御氏様

右は書面の杉山壳渡、則代正銀髓二御受取申候処、相違
無御座候二付、奥印仕候以上



堤内庄屋 喜惣兵衛

同地目付 吉左衛門

同受人 孝助

同受人 太次兵衛

古文書紹介の原稿募集について

史談会では新しい目論見として古文書（主として庄屋文書）の紹介をして参りましたが、最近資料が幾分乏しくなりました。そこで広く会員の方々からも原稿を募集したいと考えます。内容のふさわしい古文書をお持ちの方、原稿をお寄せ下さい。お待ちしております。